

## 船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第39号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月20日 18時40分ごろ	
発生場所	宮城県石巻市二鬼城崎灯台から真方位340° 1,050m付近 (概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 24.8′)	
事故等調査の経過	平成21年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 盛宝丸 <sup>せいほう</sup> 、498トン 133878、井下海運株式会社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 漁船 第五十三龍房丸 <sup>りゅうぼう</sup> 、65トン 129707、松文漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	A 一等航海士、四級海技士（航海） B 漁労長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷中央部外板凹損、同部手すり曲損 B 右舷船首部外板凹損	
事故等の経過	A船は、荒天を避けるため宮城県石巻湾に錨泊中、B船は、船長ほか6人が乗り組み、操業を終え宮城県石巻漁港に向かって同湾を北西進中、平成21年3月20日18時40分ごろ、A船左舷中央部とB船右舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし B船漁労長は、適切な見張りを行っていなかった ので、錨泊していたA船に衝突直前まで気付かなか ったものと考えられる。 A船停泊当直者は、接近するB船に対し警告信号 を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、石巻湾において、A船が錨泊中、B船が北西進中、B船が、A船に気付かずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。 A船が、接近するB船に対し警告信号を行わなかったものと考えられる。	